

第5次行財政改革 推進計画(案)



目次

はじめに	1
1 伊勢原市の行財政改革の歩み	2
2 本計画の基本的な考え方	5
3 推進体制	7
4 計画体系	8
5 取組の4つの柱	9
6 取組項目一覧（例）	12

はじめに

日本創成会議は平成25年5月、全国で896の自治体が人口減少により存続が危ぶまれる可能性がある『消滅可能性都市』であると発表しました。これは、現在の人口移動率が将来も収束しない場合の推計ではありますが、全国の地方自治体に衝撃を与えたことは記憶に新しいところです。

このことは、平成27年国勢調査により国全体として人口の減少局面に入りつつあることが示されたことによっても裏付けがされました。

本市は、首都圏下に位置しているなど比較的恵まれた環境にあることから、現在は微増ではあるものの人口を維持していますが、このような国全体の余力が失われていく中では、減少に転じたことに起因する社会問題を重く捉えなくてはならない時節がすでに到来しつつあることは明らかです。

視点を少し移し、行政運営にあたって本市の抱える主だった課題を考えます。まず、歳入面では、リーマンショック以降の景気の底からは緩やかに脱しつつあるものの、人口減少局面を踏まえると、その根幹たる市税の大幅な増収を見込むことが難しい状況となっています。また、歳出面ではさらに多くの課題が山積しておりますが、人口構造の変化による社会保障関連経費の増加が確実視されていること、また、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整えられた公共施設の更新等が急務となっていることなどが筆頭に挙げられます。

本市はこれまで、平成10年度に「行財政運営の改善についての今後の方針」を定め、また平成17年度には、この方針を発展・昇華させた「行財政改革推進計画」を策定し、今日に至るまで全庁一丸となった行政運営の改善に精力的に取り組んでまいりました。

しかしながら、このような今後の展望を踏まえると、行財政改革に求められる役割も変容しつつあるものであると認識を新たにし、市が提供する行政サービス全般について、その受益に対する負担の在り方を見直し、受益に応じた適正な負担を求める受益者負担について、改めて検討を進める必要があると考えます。

したがって、今後はこのような社会全体から余力が失われていく将来への備えとして、今ある本市の経営資源を最大限に活かせる制度づくり、そして意識改革や事務事業の見直しなどの取組により行政の「経営体質の改善」を図ることで、総合計画がめざすまちづくりに寄与していくことこそが行財政改革推進計画の担うところではないかと考え、本計画の策定に至りました。

1 伊勢原市の行財政改革の歩み

(1) 全期間をとおして

本市では、平成 10 年に「行財政運営の改善についての今後の方針」を作成し、①合理的で効率的な行財政システムの追求、②経済社会の変化に伴う新たな住民ニーズへの対応、という 2 つの課題に応える行財政の運営に係る見直しに取り組みました。

これを引き継ぎ昇華させる形で、平成 17 年度には行財政改革推進計画を策定し、より体系的な行財政改革への取組をスタートさせ、更にこの計画を適宜見直し改定することで、時代時代の社会経済情勢と市民ニーズの変化に素早く対応する体制の構築に取り組みました。

(2) 取組の実績（効果額）

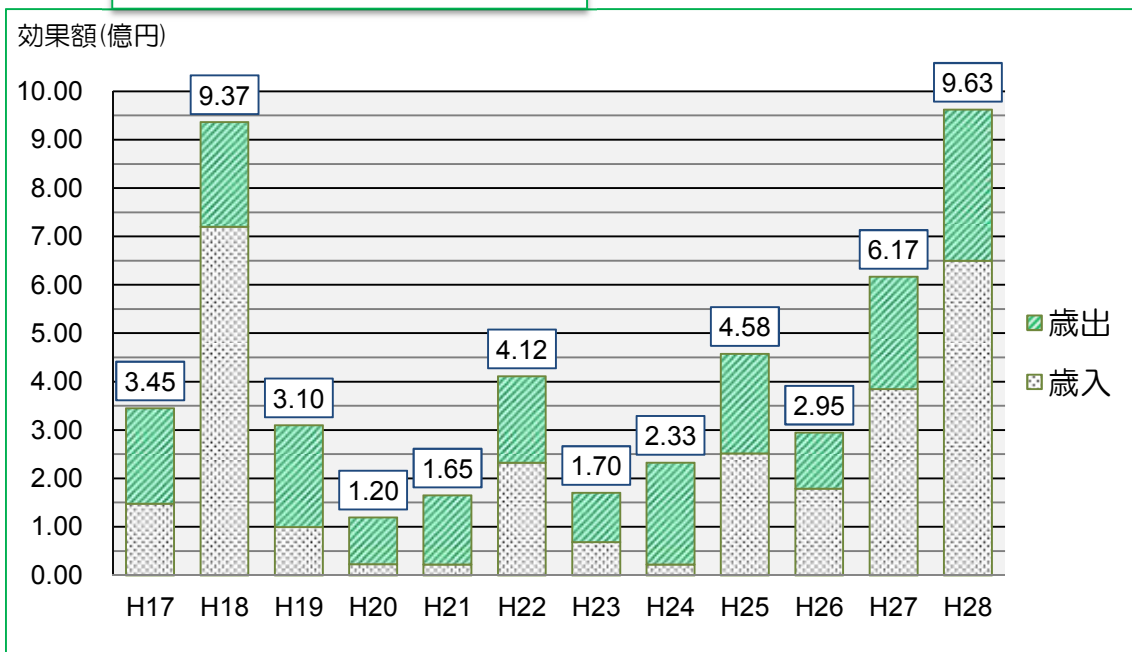
ア 全体の効果額について

行財政改革推進計画に計上した取組のうち、その効果を金額(効果額)として捉えられる取組の実績は下記の表のとおりです。

平成 17 年度から平成 28 年度の効果額の合計は、歳入歳出合わせて 50 億円余りとなり、これらを活用することで市の各種施策の充実を図ることができました。

なお、計画別に見ると(第一次)行財政改革推進計画(H17～H19)では 15 億 9 千万円、第二次行財政改革推進計画(H20～H22)では 7 億円、第三次行財政改革推進計画(H23～H25)では、8 億 6 千万円、第四次行財政改革推進計画(H26～H29)では、実績の判明している平成 28 年度までで 18 億 7 千万円となります。

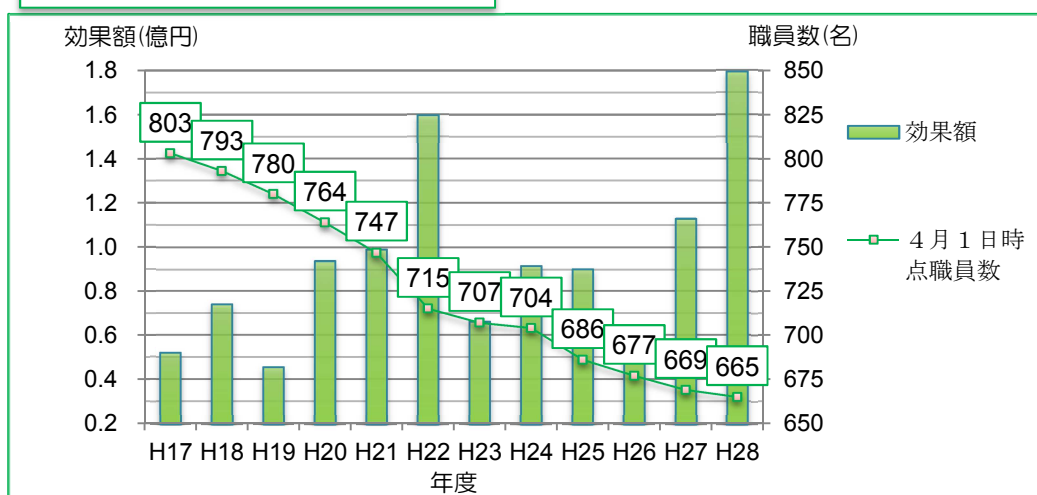
図 1：効果額実績値の推移



イ 職員数の見直し

行財政改革の推進に当たっては、行政サービス水準の維持と並行しながら、業務の効率化を図りつつ職員数についても見直しを行っています。計画を策定した平成17年度から平成28年度までに、正規職員数を803人から665人へと削減しており、これは全体の約17%の削減に相当します。また、この取組により通算で10億円を超える効果額が算出されています。

図2：職員数の見直しと効果額



ウ その他大きな効果額を算出した取組

大きな効果額を算出した行財政改革の取組中、主な実績は次のとおりです。

○平成17年度から19年度

電子自治体共同運営事業の推進による、申請・届出・施設予約・入札などの事務改善により、17年度に約0.86億円、18年度に約0.88億円、19年度に約0.88億円の効果額を算出しました。

また、旧商工協同組合跡地、旧市営馬渡住宅跡地などの売却により約1.19億円の効果額を算出しました。

○平成18年度

保育料・下水道使用料・国民健康保険税・介護保険料の改定により、約6.92億円の効果額を算出しました。

○平成22年度

旧市営西峰岸住宅跡地の売却により約1.39億円の効果額を算出しました。

○平成25年度

国民健康保険税の改定により、約2.08億円の効果額を算出しました。

○平成26年度から28年度

納税コールセンターの開設、自動車・動産差押えの開始などの取組による市税の徴収率の向上により、26年度に約0.7億円、27年度に約1.97億円、28年度に約3.35億円の効果額を算出しました。

(3) 第四次行財政改革推進計画について(計画期間：平成 26 年度～平成 29 年度)

本計画の前計画にあたる第四次行財政改革推進計画は、『本市の財政健全化を着実に進めるとともに、第 5 次総合計画の推進を確かなものとする計画』としての位置付けの中で取組を推進してきましたが、その財政的な目標である『第 5 次総合計画前期基本計画 5 年間で見込まれる 30 億円の財源不足を解消する。』『平成 29 年度決算における経常収支比率を 80%台とする。』の 2 点の達成見通しは厳しい状況です。

しかし、現時点においてこのことを原因として第 5 次総合計画の着実な推進に関して致命的な財源不足を生じることには至っていません。これは、景気の緩やかな回復基調の中で、税収の伸び等による歳入の確保につながったとともに、行財政改革推進計画に基づく取組が大きく寄与したことは確かですが、その他にも、これまでの行財政改革の不断の取組によって行政運営への改善意識が市役所に深く根付いてきたことで、予算執行段階での精査による歳出削減、不用額処理の徹底などの事務事業の見直しが恒常的なサイクルとなって行われてきたことも大きな要因であると捉えています。

図 3：第四次行財政改革推進計画の実績

効果額 (単位: 億円)					
	H26	H27	H28	H29	合計
計画	4.69	8.15	8.43	8.79	30.07
実績	2.95	6.17	9.63	Ⓣ8.61	27.36

経常収支比率 (単位: %)				
	H26	H27	H28	H29
計画	92.0	91.0	90.0	89.0
実績	94.6	92.1	94.7	-

Ⓣ 平成 29 年度予算化状況
時点の見込数値です。

2 本計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

行財政改革推進計画は、市の行政運営の改善を主体的に推進していく責務を担っています。

したがって、第四次行財政改革推進計画で掲げた「第5次総合計画の推進を確かなものとする」とした位置付けを、次の(2)から(4)に掲げるポイントを踏まえた上で、本計画でも継承していきます。

計画の位置付け

第5次総合計画の推進を確かなものとする

(2) 前計画からの見直し

これまでの不断の努力により、「職員数の適正化」や「不要公有財産の売却」など、第四次行財政改革推進計画まで優先して取り組んできた削減を第一とする見直しは一定の水準にまで到達しつつあり、従前どおりの手法により大きな財政健全化効果を見込んで計画に計上していくことは困難です。

したがって、本計画においては、第四次行財政改革推進計画のみならず、過去から承継されてきた全ての行政運営改善の取組により積み上げられてきた成果の上に、必ずしも「量的な削減」のみに捕らわれない計画体系を築き、位置付けの役割を果たす適切な推進体制を敷きます。

前計画からの変更点

削減第一の取組の見直し

(3) 計画の理念

全体の余力が失われていく時代にあっては、行政にあっても経営の視点をより強く意識し、業務を執行していく必要があります。

そこで、本計画では、これまでの行財政改革が成してきたところと、社会情勢の現況及び展望を踏まえ、本市の保持する経営資源(人・物・カネ(財源)・情報)の最適な活用を行うことで、行政サービスの「選択と集中」を主眼とする計画体系を構築します。

また、計画的な定員管理を進める中であっても、職員一人一人の経営意識の醸成とスキルアップに取り組んでいくことで、多様な主体の満足を得られる行政運営をめざすことと同時に、限られた経営資源を優先順位付けして投入することで、行政サービスの適正適量な提供を行います。

また、事業とその取組の成果を適切に検証することで、行政が主体となって行うべき業務範囲を見直し、真に行政の関わりが必要と判断される範囲においては、業務の最適化による経営の「質的な向上」を進めます。

このように経営の視点を重視した計画を構築することで、どのような財政状況にあっても時代の変化に合わせた行政サービスの速やかな展開を図り、持続的な市政運営を可能とする「経営体質の改善」を、本計画の具体的な行動である取組項目に共通する理念とします。

計画の理念

経営体質の改善

(4) 計画期間

行政運営の改善により目下の第5次総合計画の進捗を円滑にするため、また、同じ平成30年度を計画の始期とする相互に関連性の深い市の*諸計画と期間を合わせるため、平成30年度から平成34年度までを計画期間とします。

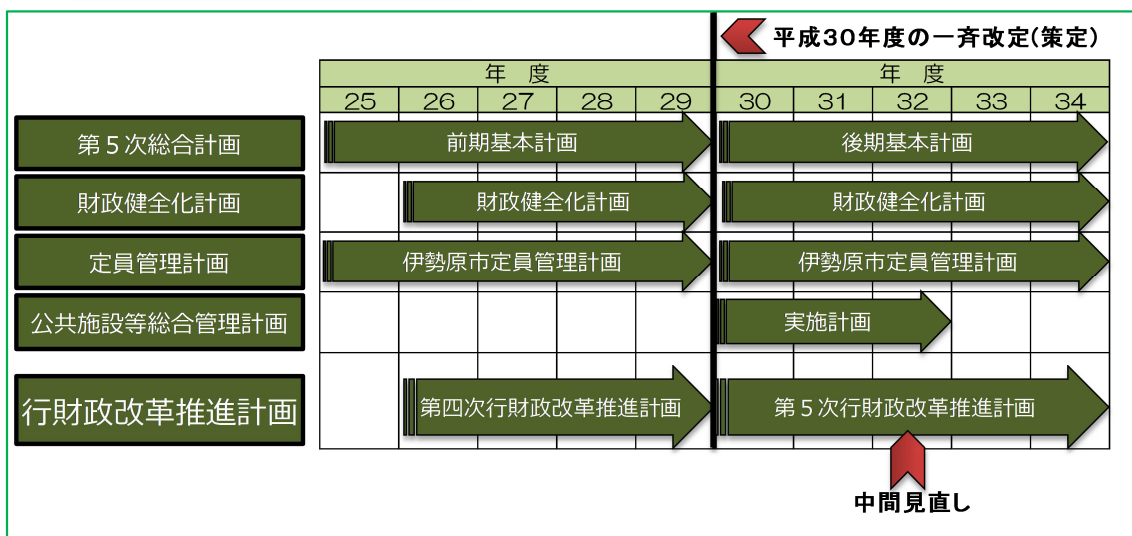
なお、本計画はこれまでの行財政改革推進計画と比して長期の計画となることから、計画途上でその時点での現況を踏まえた修正が必要になることが考えられるため、中間年にあたる平成32年度に、それまでの効果の総括的な検証と、その結果を反映した見直しを行います。この見直しに当たっては、全職員を対象とした実感調査を行って職階別に分析するなどし、行財政改革の職場レベルでの浸透具合の確認や、計画の改善への課題出し、更には行財政改革の将来的なあり方の検討に役立てます。

計画期間

平成30年度から平成34年度まで

* 第5次総合計画後期基本計画、財政健全化計画、定員管理計画、(仮称)公共施設等総合管理計画実施計画の4本の計画を指しています。

図4：関連諸計画改定時期



3 推進体制

(1) 行財政改革推進本部

本計画の進行管理は市長を本部長とする伊勢原市行財政改革推進本部が行います。経営体質の改善を実現するべく計画の進行管理を行うとともに、取組の見直しや更なる取組の追加に係る協議・決定を行います。

また、必要に応じて本部の下に作業部会を設け、行財政改革に係るテーマの作業に取り組みます。

(2) 行財政改革推進委員会

専門的知見を踏まえ、より効果的に行政運営の改善を推進するため、有識者等で組織する伊勢原市行財政改革推進委員会に計画の進捗状況について点検を受け、意見をいただきます。

(3) 計画の進行管理

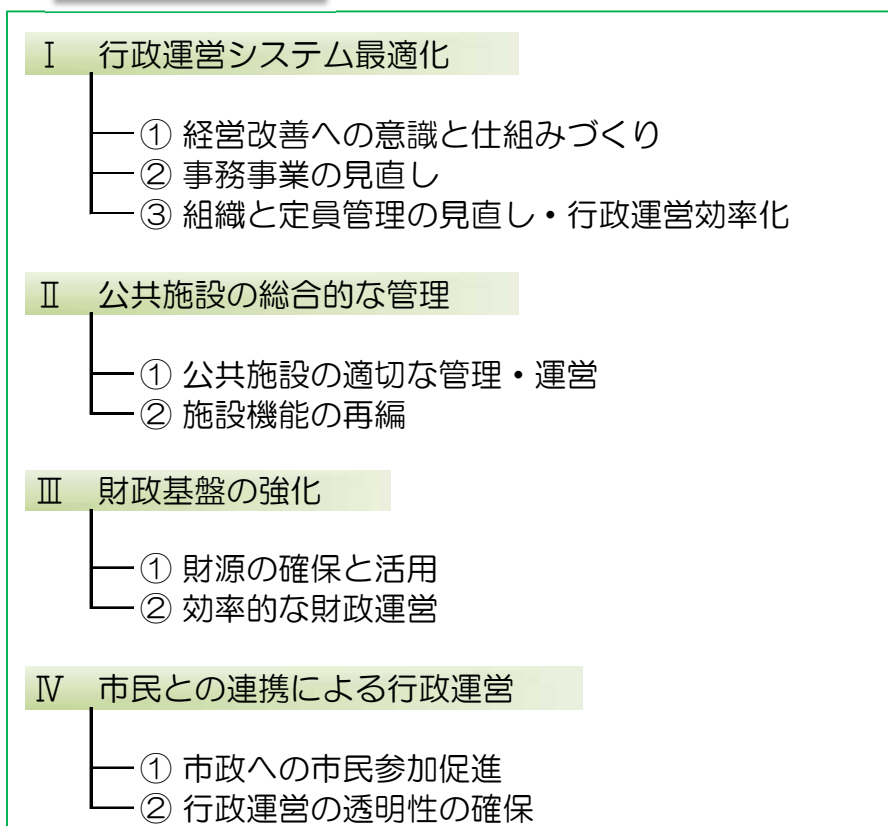
年度ごとに進行管理を行い、進捗状況については、市の広報紙やホームページを通して広く市民に公表します。また、中間年における包括的な見直しのほかにも、社会経済情勢の変化や、各部局及び各職員の経営体質の改善への意識向上等を敏感に捉え、取組項目の見直しや追加、あるいは「行財政改革」の枠組みそのものの見直しを随時に行います。

4 計画体系

本計画の位置付けである「第5次総合計画の推進を確かなものとする」を実現するため、計画の理念に基づき計画の体系を構築しました。

また、これまでの行財政改革の中で目的を達成することのできた取組や、日常的な取組として定着した取組などについては取組項目より除き、効率的な執行体制の下で行財政改革として計画的かつスピード感をもって推進していくことが適当な取組を選定しました。

図5：計画体系



5 取組の4つの柱

I 行政運営システム最適化

本市は、これまで職員の知恵と工夫による効率的な事務事業の執行への見直しを続けてきましたが、変化を続ける社会の中にあっては、その一部である行政を運営する仕組みにも恒久の最適化は存在し得ないものと捉えています。

さらに、経営資源が今以上に限られていく将来を見通した中では、一層の効率化を追求した行政運営を考えていく必要があります。

一般的には、効率化とは投入した経営資源に対し成果の最大化が達成されることを意味しますが、行政が得たいと考える成果は民間における売上や利益などのように直接的に測れるものに限定されないため、行政における効率化とは何なのかを常に考えつつ行政運営の改善を進めていく必要があります。

また、事務事業をどこまで仕上げるのか、どのくらいで適正とするのかについても見直していかなくてはなりません。その時の職員や事務所管課の進め方・考え方・おかれた状況などによって提供される行政サービスの水準にばらつきが生じることは、その高低に関わらず望ましいものではなく、同種類別の業務であれば、だれが・いつ・どこで行っても、同じ時間で同じ水準のサービス提供を可能とするため、事務の標準化を進める必要があります。

ここ20年間、本市では一貫して職員数を削減し続けていますが、業務量は必ずしもこれに比例して減少していないといった実態があります。工夫を凝らし、知恵を絞っても一つの組織、一人の職員がこなせる業務量には限界があり、さらに効率化が最大限になされるには、職務環境の整備とワークライフバランスを考慮した働き方を考えていくべきであり、上記に挙げた行政事務の効率化と標準化が着実に実施されている中であっても必要とされる業務量に追いつくことができない場合は、行政ニーズを見極めたくうえで、定数削減の再検証や、事務事業の廃止や縮小、あるいは新たな市民負担の検討など、行政が担う役割自体の必要十分量を見直していく必要があります。

① 経営改善への意識と仕組みづくり

業務を効率的に執行する仕組みやシステムの導入・運用と、職員自らの意識改革を喚起し業務改善への意欲を高めることにより、行政経営の積極的な改善に取り組みます。

② 事務事業の見直し

限られた経営資源の最適な配分により行政サービスの水準を維持していくにあたり、現在の事務事業を、実施主体・受益者・目的・同程度の自治体の事業実施状況などの様々な角度から見直し、合理化・廃止や縮小・外部委託・統合などに取り組みます。

③ 組織と定員管理の見直し・行政運営効率化

行政が担う役割に対して市民からの理解が得られるよう、様々な主体との連携や組織と定員の適正な管理を行い、効率的な業務執行体制の構築に取り組みます。

Ⅱ 公共施設の総合的な管理

本市では、人口の増加等に伴い昭和 40 年代から 50 年代にかけ、小・中学校や市民文化会館、保育園、市庁舎などを始めとする様々な公共施設を集中して整備してきました。

現在、これらの施設が一斉に老朽化し、大規模改修や建替の時期を迎え、修繕等の財政的な負担は重く、施設運営にすでに課題が生じています。

公共施設は、市民の暮らしを支える共有財産であり、安全安心な行政サービスの提供を将来にわたり継続していくためには、人口減少等の社会の変化や行政需要を的確に捉え、今後も必要とされる様々な機能を見極め、施設機能の再編や集約等に計画的に取り組んでいく必要があります。

本市では平成 27 年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設のあり方について、施設総量を縮減する、持続可能な運営を行う、施設更新に当たっては将来的見通しを十分考慮する、の 3 点を基本的な考えとして見直しを進めていますが、本計画においては経営資源の最適利用の観点から、このことを改めて強く推進するものです。

① 公共施設の適切な管理運営

安定した行政サービスの提供を将来にわたって継続するため、公共施設の計画的な管理運営に取り組みます。また、行政以外の主体による管理が適切な施設などについては、運営の移管などの是非を検討していきます。

② 施設機能の再編

現在の施設機能のあり方を検証し再編を図ることで、設置時の役割を終えた施設機能を廃止するとともに、単なる施設総量の縮減に止まらない、多機能化・複合施設化を基本とした、施設利用者に提供する行政サービス水準の維持に取り組みます。

Ⅲ 財政基盤の強化

得られる成果を意識した効率的な財政運営を推進し、財政健全化計画の目標達成を確かなものとする中で、財政基盤の強化を図ります。

また、先進自治体や民間の参考事例の導入を図るための調査研究や、既存の取組のさらなる改善等を進め、財政健全化の着実な推進に取り組めます。

① 財源の確保と活用

市税の徴収体制強化による収入未済額の縮減や、広告事業の積極的な展開などに継続して取り組むとともに、本市が保有する経営資源のさらなる活用を図ることで、新たな自主財源の確保に積極的に取り組めます。

② 効率的な財政運営

あらゆる会計区分、あらゆる歳入歳出について、前例に縛られない柔軟な見直しに取り組み、効率的な財政運営を図ります。

また、その結果として、将来にわたる財政の自立性の確保、健全な財政基盤の構築を図り、持続可能な財政運営の実現を目指します。

Ⅳ 市民との連携による行政運営

社会情勢の変化を踏まえつつ、地域の実情をきめ細やかに反映したまちづくりを進めるため様々な場面で市民参加・市民協働を展開するとともに、行政の持つ情報の公開と提供を積極的に推進し、地域と一体となった本市の経営資源の有効活用を進めます。

① 市政への市民参加促進

行政と多様な主体が一体となり様々な場面で市民参加・市民協働を展開し、まちづくりの課題や市民ニーズへのきめ細かな対応を図ります。

② 行政運営の透明性の確保

多様な手段を用いて積極的な行政情報の公開・提供と利活用の働きかけを行うことで、行政運営の透明性の確保と市政情報の共有を実現し、様々な主体による地域資源のさらなる有効活用を推進します。

※本計画に個別の取組や効果見込額を掲載することとしていますが、現在、調整段階であり、平成30年度予算編成を通じて確定します。

6 取組項目一覧（例）

区分	取組項目	取組主管		後期基本計画上の位置づけ	
		部局	所属名		
I 行政運営システム最適化	①	業務の標準化	企画部	経営企画課	自治力
		業務の洗い出し	企画部	経営企画課	自治力
		職員の経営意識の醸成	企画部	経営企画課	-
		職員提案制度の活用	企画部	経営企画課	-
		職員の人材育成の推進	総務部	職員課	自治力
		時間外勤務の縮減	総務部	職員課	-
	ICTを活用した行政事務の運用管理	総務部	情報政策課	自治力	
	②	その他の事務事業の点検・見直し	企画部	経営企画課	自治力
		放置自転車等指導・警告業務の見直し	市民生活部	市民協働課 交通防犯対策担当	-
		燃やすごみの減量化	経済環境部	環境美化センター	都市力
		生活保護受給者の就労自立支援	保健福祉部	生活福祉課	-
		終末処理場の省エネルギー化	土木部	下水道整備課	-
		消防車両の配備車種の見直し	消防本部	警防救急課	安心力
	③	計画的な定員管理の推進	企画部	経営企画課	自治力
		行政組織の再編	企画部	経営企画課	自治力
		広域連携の推進	企画部	経営企画課	自治力
		下水道の広域処理への移行に向けた協議等	土木部	下水道業務課	-
		消防の広域連携・協力の検討	消防本部	消防総務課	安心力
II 公共施設の総合的な管理	①	公共施設使用料の見直し	企画部	公共施設マネジメント課	都市力
		指定管理者の評価・仕様等見直し、選定(市営自転車等駐車場)	市民生活部	市民協働課 交通防犯対策担当	-
		指定管理者の評価・仕様等見直し、選定(武道館)	保健福祉部	スポーツ課	-
		指定管理者の評価・仕様等見直し、選定(児童館)	子ども部	青少年課	-
	公立保育所の民営化(中央保育園)	子ども部	子ども育成課	-	
	②	行政センター地区再整備事業	企画部	公共施設マネジメント課	都市力
		市民文化会館の施設改修と運用形態の見直し	市民生活部	市民協働課 市民文化会館担当	都市力
		窓口センターの見直し	市民生活部	戸籍住民課	自治力
大田公民館・大田ふれあいセンターの統合整備		教育部	社会教育課	都市力	

I 行政運営システム最適化			II 公共施設の総合的な管理		III 財政基盤の強化		IV 市民との連携による行政運営	
①経営改善への意識と仕組みづくり	②事務事業の見直し	③組織と定員管理の見直し・行政運営効率化	①公共施設の適切な管理・運営	②施設機能の再編	①財源の確保と活用	②効率的な財政運営	①市政への市民参加促進	②行政運営の透明性の確保
◎								
◎								
◎								
◎								
◎								
◎								
◎								
	◎							
	◎							
	◎							
	◎							
	◎		○					
	◎							
		◎						
		◎						
		◎						
		◎						
		◎						
			◎					
		○	◎					
		○	◎					
		○	◎					
		○	◎					
		○	◎					
	○			◎				
				◎				
				◎				
				◎				

区分	取組項目	取組主管		後期基本 計画上の 位置づけ
		部局	所属名	
Ⅲ 財政基盤 の強化	自動販売機設置場所の貸付	企画部	経営企画課	自治力
	広報いせはら等への企業広告掲載	企画部	広報戦略課	-
	管理財産を活用した広告事業の展開	総務部	管財契約検査課	-
	不要公有財産の処分(廃道水路敷)	総務部	管財契約検査課	-
	市税徴収率の向上	総務部	収納課	自治力
	市営大山駐車場の管理運営体制の整理・検討	経済環境部	商工観光課	-
	① 観光施設維持管理協力金制度導入	経済環境部	商工観光課	-
	企業立地の推進	経済環境部	商工観光課	活力
	清掃作業車等への企業有料広告掲示	経済環境部	環境美化センター	-
	ネーミングライツの実施	保健福祉部	スポーツ課	-
	終末処理場内壁面広告看板の掲出	土木部	下水道整備課	都市力
	産業用地の創出	都市部	新産業拠点整備課	活力
	雑誌スポンサー制度の運用	教育部	図書館・子ども科学館	-
	② 財政の健全化の推進	企画部	財政課	自治力
	補助金の見直し	企画部	財政課	自治力
	外郭団体の独立採算性の強化	企画部	財政課	-
	その他の受益者負担の適正化	企画部	財政課	-
	伊勢原市事業公社の健全化の推進	総務部	管財契約検査課	自治力
	介護保険制度運用の適正化	保健福祉部	介護高齢課	-
	国民健康保険事業特別会計における一般会計繰入金 の縮減	保健福祉部	保険年金課	-
下水道使用料の適正化	土木部	下水道業務課	-	

I 行政運営システム最適化			II 公共施設の総合的な管理		III 財政基盤の強化		IV 市民との連携による行政運営	
①経営改善への意識と仕組みづくり	②事務事業の見直し	③組織と定員管理の見直し・行政運営効率化	①公共施設の適切な管理・運営	②施設機能の再編	①財源の確保と活用	②効率的な財政運営	①市政への市民参加促進	②行政運営の透明性の確保
			○		◎			
					◎			
			○		◎			
					◎			
					◎			
	○				◎			
			○		◎			
					◎			
					◎			
			○		◎			
			○		◎			
					◎			
					◎			
						◎		
	○					◎		
	○					◎		
						◎		
						◎		
						◎		
						◎		
						◎		
						◎		

区分	取組項目	取組主管		後期基本計画上の位置づけ	
		部局	所属名		
IV 市民との連携による行政運営	①	市民参加推進指針の運用	市民生活部	市民協働課	-
		地域活動の支援	市民生活部	市民協働課	自治力
		市民活動サポートセンターの運営	市民生活部	市民協働課	自治力
		市民協働の推進	市民生活部	市民協働課	自治力
		コミュニティセンターの指定管理者等による軽修繕の対応	市民生活部	市民協働課	-
		男女共同参画社会の推進	市民生活部	人権・広聴相談課	安心力
		市民協働による農業用施設改善の推進	経済環境部	農業振興課 農林整備担当	-
		公園愛護会活動の推進	都市部	みどり公園課	都市力
		公園ベンチ設置事業	都市部	みどり公園課	-
		生活道路改善事業の推進	土木部	道路整備課	-
	生涯学習活動サポート事業の推進	教育部	社会教育課	暮らし力	
	②	行政評価制度の運用	企画部	経営企画課	-
		CMSを活用したホームページ運用	企画部	広報戦略課	自治力
		審議会等に関する情報提供の推進	総務部	文書法制課	-
		議会活動の公開の推進	議会事務局	-	-
		教育委員会広報紙「きょういく伊勢原」の発行	教育部	教育総務課	-
		教育委員会所管事務事業の点検評価の実施	教育部	教育総務課	-

I 行政運営システム最適化			II 公共施設の総合的な管理		III 財政基盤の強化		IV 市民との連携による行政運営	
①経営改善への意識と仕組みづくり	②事務事業の見直し	③組織と定員管理の見直し・行政運営効率化	①公共施設の適切な管理・運営	②施設機能の再編	①財源の確保と活用	②効率的な財政運営	①市政への市民参加促進	②行政運営の透明性の確保
							◎	
							◎	
							◎	
							◎	
			○				◎	
							◎	○
	○						◎	
							◎	
							◎	
	○						◎	
							◎	
								◎
								◎
								◎
								◎
								◎
								◎

注 ◎は体系内での主な位置付け、○はそれに次ぐ位置付けを示しています。